

奈良県教育委員会教育長訓令第三号

事務局一般
県立学校
学校以外の教育機関

奈良県教育委員会行政文書管理規程（平成元年十二月奈良県教育委員会教育長訓令甲第五号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉田育弘

別表教育政策推進室の項を次のように改める。

教育振興大綱推進課	教推
-----------	----